

NSW グループ人権方針

NSW グループは「Humanware By Systemware」の企業理念に基づき、社員一人ひとりの個性、感性、創造性を最大限に発揮し、社会の豊かさにつながる優れたシステムを創り出すことを経営の基本方針に掲げ、人権を尊重した事業活動を推進してまいります。

国際規範の遵守

NSW グループは「国際人権章典」や国際労働機関の「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」等が定める人権に関する国際規範を支持し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権尊重の取り組みを推進します。

適用の範囲

本方針は、NSW グループの役員及び従業員を含む NSW グループに所属するすべての者に適用します。また、ビジネスパートナー、調達取引先にも、本方針を理解いただいた上、人権の尊重に努めて頂くよう「サプライヤー行動規範」の理解と実践を求めます。

人権デューデリジェンスの実施

NSW グループは、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、その実施を通じて、事業活動における人権侵害リスクを特定し、その防止及び回復、取組の実効性評価、説明責任の履行に取り組みます。

特に以下の人権課題について重点的な取り組みを行います。

- ・雇用及び職業における差別の禁止
- ・強制労働の禁止
- ・児童労働の禁止
- ・結社の自由及び団体交渉権
- ・安全で健康的な労働環境
- ・A I の利用と人権

是正措置及び通報者の保護

NSW グループの事業活動が人権への負の影響を引き起こした、もしくは引き起こす可能性が明らかになったときは、適切な措置を講じて問題の是正に取り組みます。また、通報の際、通報者や通報内容の秘密を適切に取り扱い、通報者に対する不利益な取り扱いや報復を禁止し、通報者を保護します。

人権に関する教育

NSW グループは、役員及び従業員に対して、本方針・倫理憲章・行動基準に基づく人権の取り組みを推進するために必要な教育を実施します。

ステークホルダーとの対話・協議

NSW グループは関連するステークホルダーの人権が顕在的又は潜在的に負の影響を受けないよう、ステークホルダーとの対話や協議を行います。

情報開示

NSW グループは、人権についての取り組みについて、ウェブサイト等を通じて必要な情報を継続的に開示します。

2025 年 4 月 1 日制定

本方針は、当社の取締役会において承認されています。